

マレー・イスラム世界の論題と 女性イシューの位置

イスラム教に基づく知の分類方法による「千一問」質問群の特徴分析

光成 歩

はじめに

マレー・イスラム世界の1950年代から1960年代は、国民国家の建設を見据え、社会の様々な領域の変化が促され、論じられていた時代である。この時期に発行されていた月刊紙『カラム』のコラム「千一問」は、一方でマレー世界の独立と近代化の道筋を、他方で宗教的他者や文化的背景や考え方の異なるイスラム教徒との関係のあり方を、イスラム教を道標に考えようとする読者の声を記録した誌面である。

本稿は、イスラム教への関心と、時代性および地域性を反映した問題意識とが交差して現れる「千一問」質問群の全体像を把握するために、適切な分類枠組みの検討を行うものである。具体的には、イスラム教に基づく知の分類枠組みとして、イスラム世界において権威ある法学者や機関が発行しているファトワ集の分類項目を採用し、分類と判断基準の注釈を記す。

イスラム教に基づく知の枠組みの採用に至ったのは、前稿[光成 2020]において、近代的な知の分類枠組みでの分類を試み、適切に可視化されない質問群の存在が明らかとなったためである。本稿の後半では、近代的な知の枠組みとイスラム教に基づく知の枠組みとのあいだで分類結果にどのような違いが出たのかについて考察を行う。なお、本稿では、質問群全体の5分の1を占める女性イシューに重点を置く。分類により俯瞰した質問群のなかで、女性イシューが占める位置をどのように可視化できたかを検討することで、近代的な知の枠組みとイスラム教に基づく知の枠組みをもちいた整理の課題を示す。

1. 「カラムの時代」の女性イシュー

マレー・イスラム世界の1950年代から1960年代は、脱植民地化のあり方が具体的に模索された時代であり、独立を見据え、社会の諸領域の近代化や再編成が急速に進められた。イスラム教徒の女性たちは、就学機会の拡大、ナショナリズム運動や社会活動への参

加、参政権の獲得、経済活動など、様々な形で公共領域での存在感を増大させていった。就学年齢とみなされる年若い女性の結婚や、結婚の破綻による経済的困窮、頻繁になされる離婚を容認する社会慣習が批判され、婚姻法改革の機運が生まれたのもこの時期である。

こうした機運は、男女賃金格差の是正や家族法改革など、政党と議会の議論を経た法改正に結実したこともあり、この時期の女性の社会的地位の変化は、法律や議会といった公の動向をとおして検討されてきた。他方で、脱植民地化から国民国家建設の初期にかけての社会変動のもと、女性が体験した課題や、女性をとおして体现された課題が、イスラム教徒たちが変化のなかで直面した課題や戸惑いとの関係でどのような位置にあったか、という点については、資料上の制約により、十分に明らかにされてきたとは言えない。

「千一問」に寄せられた質問のうち、女性に関わる質問は、約5分の1程度である。「千一問」の分類作業を通して、市井のイスラム教徒の生活のなかでの戸惑いや問題意識を切り分け、そのなかに女性イシューを位置づけることで、女性をめぐる議論について、より明確な輪郭をとらえることができるだろう。

2. 「千一問」とイスラム教に基づく分類方法

2.1. 「千一問」と近代的な知の枠組み

「千一問」は、『カラム』の読者から寄せられる質問に『カラム』側が答える一問一答形式のコラムである。コラムは、1950年8月の『カラム』創刊号から1969年10月にエドルス死去により最終号となった第228号まで続いた人気コーナーで、20年間を通じて701件の問答が掲載された¹⁾。回答はアブー・アル＝

1) 全228号のうち、合計36号で「千一問」の掲載がないほか、1964年5月号(第166号)は確認できていないため、これを除外した数値。701件は問答の意味による区切りを行なった場合の数字で、質問者ごと、質問内容ごとなど区切る基準を変えると数字は異なってくる[山本 2020]。質問内容ごとの区切りについては後述。

モフタル (Abu Al-Mokhtar) という匿名のイスラム知識人が行っている²⁾。社会情勢に強い関心を寄せた論考を掲載し続けた『カラム』のなかでも、生活に即した多様な問題や読者側の関心が直截に現れた誌面として、この時代のイスラム教徒の生活世界を知る上で高い資料的価値をもつのが「千一問」である。

本稿は、「千一問」の20年分の問答を俯瞰的にとらえるために、「千一問」の質問群を既存の知の分類方法に従って分類し、ムスリム読者の関心の広がりやを把握しようとするものである。同種の試みを行った前稿 [2020] では、質問の意味内容を基準に683件に区切った質問群³⁾ について、米国議会図書館分類表 (Library of Congress Classification; LCC) による分類を行なった。この結果、網羅的に立てられた分類項目に質問のトピックを振り分けることで、「千一問」質問群の関心の広がりやを客観的に把握することができた。しかし、問いが発せられた背景や問いの根底にある問題意識について、分類結果を一望して読み取ることが依然として困難であった。質問群の指向性が、分類結果からは捨象されているように感じられたのである。

女性イシューに関して言えば、「家族・結婚・女性」という項目に全ての質問がまとまって振り分けられたことで、女性イシューへの関心の高さを量的に把握することができた一方、女性に関する質問群が問いを発する上で前提としている、イスラム教に基づく性規範や家族規範と社会的現実との齟齬や葛藤の存在を、やはり分類結果の一覧から読み取ることができなかった⁴⁾。また、マレー・イスラム世界特有の事象に関する質問については、分類すべき項目が存在しなかったり、共通した関心でなされた質問が複数項目に分散したりと、これも適切に可視化することはできなかった [光成 2020] (参考1)。

2.2. イスラム教に基づく知の分類

本稿では、こうした課題をふまえ、イスラム教に基づく知の枠組みによる分類を試みる。採用するのは、ファトワ集の分類項目である。ファトワとは、イ

2) アブー・アル＝モフタルは質疑応答委員会のリーダーであることが「千一問」内で明かされている [Qalam 1953, 5: 40; 光成 2020]。マレー語ジャーナリストのオスマン・カラム (Othman Kalam) は実際に質疑応答を務めていた人物の一人と判明している [山本 2020]。

3) 701件の問答うち、1つの質問に対する回答が複数の意味をもつとみなした18件を除いた683件の質問である。詳細は [光成 2020; 山本 2020] を参照されたい。

4) 本稿第5節の参考2 (表) を参照。

参考1 LCCにもとづく「千一問」の質問分類 [光成 2020]

大項目	中項目	件数(件)	合計(件)
哲学・心理学・ 宗教(B)>イス ラム教	一般	14	210
	歴史・伝記	19	
	コーラン	19	
	ハディース・伝統・スンナ	5	
	教義・神学	14	
	棄教	5	
	イスラム実践	20	
地理・人類学・ レクリエー ション(G)	五行	110	108
	(その他)	4	
	民間信仰・迷信	37	
	作法・慣習	51	
社会科学(H)	娯楽・余暇	12	217
	外国	8	
	商業	23	
	金融	17	
政治学(J)	家族・結婚・女性	128	48
	共同体・階級・民族	46	
	イスラム国家	6	
	社会主義・共産主義など	3	
法律(K)	(マラヤ政治)	25	15
	(インドネシア政治)	12	
	国際政治	5	
教育(L)	(マラヤの宗教行政)	11	12
	(西洋法とイスラム法)	4	
語学・文学(P)	(宗教教育ほか)	12	29
	(マスメディア)	10	
	(宗教書)	11	
科学(Q)	(映画・芝居)	8	10
	(自然)	10	
医学(R)	(医療・衛生ほか)	9	9
技術(T)	(道具ほか)	4	4
(その他)	(不正)	7	21
	(友愛・人間関係)	6	
	(その他)	8	
合計		683	683

スラム法学者が一般信徒の質問に対して提示する法学見解である。一般には、ファトワは強制的な執行を伴うものではなく、提示されたファトワに従うかどうかは個人に委ねられる⁵⁾。実際になされる質問への回答として示されるという点において、ファトワはイスラム教徒の生活に密着したものであり、時代や地域に応じたイスラム教徒の宗教実践や、一般のイスラム教徒と知識人との交渉の過程を明らかにする資料として検討の対象となってきた [小杉 2002; 大川 2007; 峯崎 2009]。ファトワ集とは、著名な法学者などが、実際に発行したファトワ群から出版目的に応じてファトワを選んで編纂されるものである。

5) ただし、マレーシアではファトワを発行できる機関や役職が州ごとの条例によって定められており、発行されたファトワのうち官報に公示されたものは州内のイスラム教徒を拘束する法的効力を持つ。

ファトワ集の構成は、信仰行為に重点を置くものが多く、対して、対面で求められるファトワでもっとも多いのは家族や婚姻関係に関するものだという[小杉 2002; 峯崎 2009]。

「千一問」は、知識人が読者から寄せられた質問にイスラム教の見地から答えるという形をとっており、質問の型にも「～をすると法的にどうなりますか」や「～は合法ですか」など、日常的になされる行為のイスラム法に基づく合法性や有効性についての認定を求めるものが目立つ。この点で、「千一問」に質問する読者がファトワを意識していたと考えることもできる。他方で、「千一問」誌面そのものはファトワを発行するコラムを謳っているわけではない。『カラム』創刊号では、「歴史、学問、宗教、その他に関することで自分たちの社会と生活に関わる」質問を寄せるよう読者に呼びかけており、想定されている質問の射程は非常に広い[*Qalam* 1950.7/8: 24; 山本 2020: 8]。また、「千一問」に寄せられる質問は、質問とそれに対する回答が他の読者に読まれ、共有されることが前提とされていることも特徴の一つである。

このように、「千一問」とファトワとは似て非なる要素を抱えてはいるものの、一般イスラム教徒による質問を起点として、同時代のイスラム社会の生活課題を顕在化させる資料性の観点からは共通性も指摘できる。「千一問」をイスラム教に基づく知の分類方法に従って分類する上で、ファトワ集の構成は有用な参照枠組みを提供すると考えられる。

本稿では、2003年から2013年までエジプトの大ムフティを務めたアリー・ジュムアが2005年に出版した2冊のファトワ集の項目⁶⁾と、マレーシア・イスラム開発局(Jabatan Kemajuan Agama Islam; JAKIM)が運営するウェブサイトe-SMAF⁷⁾のファトワ分類項目を用い、「千一問」の質問683件の分類を行った。形式や発行地の異なる複数のファトワ集を用いるのは、質問及び発行の形式により、質問の内容や項目ごとの比重が異なること⁸⁾、また、今日的な宗教実践の

6) アリー・ジュムアのファトワ集項目採用にあたっては、峯崎[2009]による整理を参照した。2冊を同時に参照するのは、「千一問」質問群に合わせ、信仰行為の項目数とそれ以外の項目数とを概ね同数とするためである。

7) Sumber Maklumat al-Ahkam al-Fiqhiyyah, イスラム法学規範情報集サイト。各州のファトワ以外にもJAKIM専門家パネルによる法学見解や、各州のイスラム関連条例などを掲載している。このサイトでは、マレーシア国内の各州で発行されたファトワを一元化して掲載しており、1965年から2018年までのファトワを閲覧できる。

8) 峯崎は電話、大川はウェブサイト上で、イスラム知識人の見解を求める質問の分布について分析している[峯崎 2009; 大川 2007]。

課題が地域ごとに異なることが予想されるためである。なお、分類に迷う例については、分類結果を示すだけでなく、質問がなされた社会的背景などをふまえた分類の判断基準を示す。

3. 分類結果その1 ——アリー・ジュムアのファトワ集項目

アリー・ジュムアのファトワ集から抽出した項目は、あわせて25項目ある。そのうち、「聖戦」と「寄進財」については、「千一問」質問群に該当する質問がなかったため、分類表には示していない。「千一問」質問群の分類結果は、表1のとおりである。

3.1. 信仰行為——信仰の線引き

イバーダート、すなわち信仰行為に大別した318件のうち、「礼拝」に70件、「イスラーム」に70件、「信仰」に68件と、この三項目に7割近くの質問が分類された。

「礼拝」については、自分たちの住む地域で行われている金曜礼拝の手順が適切であるかどうかなど、集団で行う礼拝の要件を中心として、礼拝の細則を問う質問が22件と最も大きな塊を形成した。他

表1 アリー・ジュムアのファトワ集項目をもちいた分類

イバーダート/ムアマラート	項目	件数
イバーダート(合計318件)	礼拝	70
	洗淨	12
	イスラーム	70
	喜捨	33
	クルアーン・祈禱句	23
	巡礼	6
	信仰	68
	神秘主義	1
	断食	15
	法学派	9
	預言者	13
ムアマラート(合計363件)	金銭	21
	売買	1
	知識	19
	家族	15
	遺産	4
	結婚	45
	離婚	11
	胎児	12
	人権と女性	22
	礼儀	13
	現代社会	179
衣服	19	
合計		681

に、礼拝の指導者の振る舞いに関する疑問(7件)や、礼拝の手引が書かれた宗教書の内容についての質問(6件)など、宗教実践の導き手となる人や知識に対し、どのような態度をとるべきかが問われている点が興味深い。

「イスラーム」には、五行以外の信仰に関わる行為についての質問を分類した。70件のうち23件と最も大きな塊となったのが、死者の供養のための慣習について、イスラム法の見地からの適法性を問うものだった。共食儀礼であるクドゥリ・アルワや、遺体を運ぶ際にズィクルを唱える行為、また墓参りなどについて、ムハンマドの時代にも行われた習慣か、これを行うと法的にどうなるか、という質問が寄せられた。改宗や宗教的他者の養子に関する質問11件、姦通に関する質問10件がこれに続いた。姦通に関して問われているのは、姦通によって生まれた子をイスラム教徒とみなすべきか、ということである。宗教的他者の養子については、その子が幼くして亡くなった場合にイスラム教徒として葬ってよいか問われており、誰をイスラム教徒とみなすかの線引きが問題になっている点で、姦通児に関する問いと近似した問題群ととらえることもできる。

「信仰」には、心の持ちようや宗教への臨み方に関する質問と、逸脱とみなされる慣習の問題を含めた。来世や樂園といった概念や神の性質など、イスラム教に関する知識や信仰心の保ち方についての質問が半数近くを占めた一方、多神崇拝的な慣習など、逸脱とみなされる慣習についての質問が24件と大きな塊となった。

なお「礼拝」、「洗淨」、「クルアーン・祈禱句」、「巡礼」、「断食」には、それぞれ1～4件、合計で10件、女性の宗教実践に関する質問が寄せられている。質問者は女性名と男性名とが混合しており、これらが実際の投稿者の性別を反映しているとすれば、女性が自らの宗教実践について指針を問うものと、男性が女性の宗教実践について尋ねるものとなっているということになる。

3.2. 女性イシューの位置

ムアーマラートに大別した363件では、「現代社会」が179件と最大の項目となり、項目別では「結婚」45件、「人権と女性」22件が続いた。広い意味での女性イシューとしては、「結婚」、「人権と女性」に加え、「家族」、「離婚」、「胎児」の三項目を合わせた105件を数

えられる。女性に関する項目が非常に多く立てられていることも、枠組みに関して特筆すべき点であろう。この他、18件が分類されている「衣服」のうち9件が女性の装いに関するものである⁹⁾。これらを合わせて、ムアーマラートに振り分けられたすべての質問の約3分の1が女性に関するものということになる。

「結婚」のうち、13件が宗教的・文化的他者との結婚をテーマとした質問だった。すなわち、宗教的他者や養子とした華人の女兒との結婚、改宗者の結婚、アラブ人女性とマレー人男性との結婚などである。この他、家族法改革の論点ともなっていた結婚年齢や離婚をへた再婚問題に関する質問、夫婦関係に関する質問がそれぞれ複数あげられた。「胎児」には、産児制限の是非や墮胎に関して寄せられた質問を含めた¹⁰⁾。

「人権と女性」のうち、関心が集中したのが、学校や集会や職場、または雑誌媒体を介した文通などによる、若い男女の交流に関する問題で、22件のうち14件がこれに関係する話題だった。「家族」に含めた質問のほとんどは、親と子の関係に関するものである。

3.3. 「現代社会」の内訳

——マレー人社会への問題意識

「現代社会」の内訳は表2のとおりである。内訳の項目は、筆者が質問群の内容や関心を抽出して追加したものである。

最大の塊である「イスラム教徒のまとまりと分裂」

表2 「現代社会」の内訳

下位分類の項目	件数
イスラム教徒のまとまりと分裂	33
メディア／芸能／宗教書	24
口にするもののハラールとハラム	24
宗教的他者	14
マラヤ情勢	12
マレー人社会と階層	12
教育	11
インドネシア情勢	10
西洋医学	9
事件と法	8
国際舞台	7
宗教行政	7
共産主義	4
日々のこと／趣味	3
乗り物	1
合計	179

9) ただし、残る9件は男性の装いや指導者の装いに関する質問。詳細は第5節参照。

10) 「家族」、「結婚」、「離婚」、「胎児」に含めた質問の内容については、第5節参照。

は、独立を達成するうえでイスラム教徒が一つになるべきだという問題意識のもと、政党やその指導者たちが分裂したままであることをどう考えるべきかを問う質問群である。政党だけでなく、知識人や宗教指導者やマレー王権など、指導的地位にあるべき人々が社会を率いるためにどのような努力をしているのかを問うものが多い。特に、カウム・ムダとカウム・トゥアの対立を含む宗教知識人の対立（9件）や、マレー人の二つの政党の競合（6件）、マレー人指導者の態度（9件）について、質問が集中した。「宗教行政」に含めた質問群でも、イスラム教徒を導く役職に、資質を備えた人が任命される仕組みとなっているかどうかや、実際の当局の権限行使の妥当性についての質問がなされている。先に紹介した、礼拝の指導者の振る舞いや宗教書に関する質問の背景にも、同様の問題意識を読み取ることができる。

「マラヤ情勢」や「マレー人社会と階層」には、同じく独立へのプロセスを歩むなかで、社会の仕組みや課題を問う質問群を含めた。そのなかでは、独立のためにマレー人がまとまることだけでなく、華人やインド人といった他民族との協力関係や、これらの他民族と比較した際のマレー人の地位が問題とされている。また、マレー人社会の問題としては、同じイスラム教徒でありながらも富裕層を形成し、社会的威信の高いアラブ人イスラム教徒との階層的な関係性が挙げられている。「現代社会」以外にも、「礼儀」に含めた挨拶や握手についての質問には、有力者と握手する際の注意を知りたいという質問や、サイドやトゥンク¹¹⁾の前であがってしまうという悩みが寄せられた。先に言及した、アラブ人女性とマレー人男性との結婚の問題は、これを血統の対等性の観点から認めない従来の法学説に対し、イスラム教徒間の階級性を乗り越えようとする問題意識の存在を示している。

4. 分類結果その2——JAKIMウェブ・ファトワ項目と分類結果

JAKIMウェブサイトのファトワ（以下、ウェブ・ファトワ）項目と分類の結果は表3のとおりである¹²⁾。

項目数は、アリー・ジュムアのファトワ集項目が合

11) サイドとは、アラブ人ムスリムのうち、預言者の末裔の血統をもつ人々に付される称号、トゥンクはマレー人の王族の称号である。

12) ウェブ・ファトワのページで、各項目に実際に振り分けられたファトワの内容を確認しながら分類した。

表3 JAKIMのウェブ・ファトワ項目をもちいた分類

項目	件数
信仰/Akidah	79
罪/Jenayah	14
信仰行為/Ibadah	114
喜捨/Zakat	33
ムアーマラト・経済/Muamalat/Ekonomi	22
医療/Perubatan	9
動物/Haiwan	6
飲食/Makan dan Minum	18
衣服/Pakaian	18
婚姻/Munakahat	83
宗教行政/Pentadbiran	11
社会生活・シャリーア/Sosial/Syariah	242
その他/Lain-Lain	32
合計	681

表4 「信仰行為」の内訳

下位分類の項目	件数
細則	33
知識	10
女性	10
村や地域の宗教実践	9
有効性	8
指導者	7
慣習	6
宗教書	6
悩み	6
埋め合わせ	6
祈願	5
モスク	4
怠る	2
免除	2
合計	114

わせて25項目あったのに対し、13項目と半数程度である。「喜捨」のほかは五行が個別の項目としてはたてられず、「信仰行為」にまとめられている。「法学派」、「預言者」、「クルアーン・祈禱句」、「神秘主義」、「聖戦」といった項目もなく、表1でこれらに含めた質問群は、質問の内容に応じて「信仰」や「信仰行為」、もしくは「社会生活・シャリーア」などに振り分けた。

4.1. 「信仰行為」

表4は、「信仰行為」114件の内訳である。

ここには、「喜捨」を除く五行を中心とした項目と、表1で「礼拝」、「洗浄」、「断食」、「巡礼」にそれぞれ分類した質問のほとんど、また、「イスラーム」、「法学派」、「クルアーン・祈禱句」に含めた質問の一部が含まれている。このうち、たとえば礼拝の指導者の振

る舞いについての質問、宗教書についての質問などは、表1「礼拝」の項目での説明がそのままあてはまる。他方、「信仰行為」に一括してカウントすることで一定の塊として現れたのが、表1でも触れた女性の宗教実践に関する質問(10件)や、村や地域の宗教実践に関する質問(9件)、洗浄や五行の実践の有効性が失われる場合についての質問(8件)、宗教実践の悩み(6件)などである。

こうした質問群には、宗教実践が行われる、あるいは行うことができない具体的な状況が現れる。村や地域の宗教実践に関する質問は、表1の「礼拝」に含まれるもの以外の宗教実践においても寄せられていた。たとえば、「私の村では、大汚の清めの延期、すなわち大汚の状態にあっても、礼拝を行うための沐浴をする必要がなく、大汚は2日延期されうるという考えが広まっています。これはイスラムの教えですか」[*Qalam* 1953.9:9]、「私はいつも老人たちに、ハリラヤ、とりわけハリラヤ・ハジの夜は夫婦が交わってはいけないと説かれます。この禁止事項についての説明はどのようなものですか」[*Qalam* 1951.7:30]など、村の慣習や村の老人たちが述べることについて、どう解釈すべきかが質問されており、質問の一定の傾向性と見ることができ¹³⁾。

他方、「悩み」には、1日5回の礼拝を定められた時間通りに行うことのできない勤め人の悩みが複数寄せられている。これは、村落社会を離れた都市の雇用労働者が直面した新しい悩みと言えらる。村の慣習を疑問視するような質問も、宗教書などのメディアの流通による側面と、村落から都市への人々の移動による生活世界を相対化する体験という側面とが反映されていると言える。

4.2. 「動物」と「飲食」——口にするものへの不安

アリー・ジュムアのファトワ集に現れない項目としては、「罪」、「医療」、「動物」、「飲食」、「宗教行政」などがある。「罪」14件には、姦通についての質問10件と、自慰行為や同性愛など、イスラム教で「性的逸脱」とみなされる行為に関する質問4件を含めた。姦通のうち5件は子供についての質問¹⁴⁾、1件は後述する「社会生活・シャリーア」にまともって現れる、華人の養子に関わる質問である。「医療」は、西洋医学の

13) ここでは9件とカウントしたが、「指導者」に含めた質問群から、地域の指導者の振る舞いが妥当かどうかを尋ねるものを合わせて考えると、より大きな塊ととらえられる。

14) 第3節も参照。

知識や技術を受け入れることの是非が問われる項目で、ここに輸血、解剖、角膜移植、注射による投薬についての一般的な質問のほか、医師になろうとする者が学習のためにこうした医療行為に携わることの是非を問う質問など9件を分類した。

「医療」は、主に西洋医学との折り合いを問うという点で、地域を問わずイスラム世界で広く用いられると考えられるカテゴリ¹⁵⁾である。これに対し、「動物」や「飲食」という項目は、いずれも、社会で流通しているものが禁止の対象かもしれないという不安に基づき、合法かどうかを確定させる必要のある対象を指しており、人口の流動性の高さや宗教的・文化的他者との隣人生活を反映した、マレー・イスラム世界特有のカテゴリと言ってよいだろう。ここでは、魚の屍肉、オオトカゲ、蟻の死骸、亀の卵など、その動物を食したり、食品としてでなくてもそうしたものが口に入ったりすることがハラルかどうか分からないという趣旨の質問を「動物」に、一般に飲食の対象として流通しているけれども屠殺や加工の経緯に疑いがあるハラルかどうか分からないという趣旨の質問を「飲食」に振り分けた。アルコールに関する質問も後者に含めている。

これらの質問からは、ハラル認証が流行するはるか以前から、マレー・イスラム世界のイスラム教徒たちの間には口にするものへの疑問や不安があり、それに対する確証を求めようとする態度が「千一問」のような投稿誌面に現れていたことがわかる。また、質問から、これらの態度の背景も読み取ることができる。たとえば、蛇の屠殺に関する質問では、「少し前に、蛇を食べるのは禁止であると述べられた本、『使徒ムハンマドのイバーダート』を人々が批判して大騒ぎになっていました」[*Qalam* 1958.11:10]とある。宗教実践の手引きとなる宗教書の情報が疑問の元となり、また、それまでは食してよいと考えてきたものを禁じる内容に、多くの人が騒然となってこの質問が寄せられたことがわかる。

亀の卵についての質問では、「私の村では多くの人が水亀の卵はハラルであり、一方、母はハラムだと言います」[*Qalam* 1968.12:30]とあり、自分の住んでいる村でハラルどうかの解釈が分かれ、質問がなされている。同様に、「私の村では」「村の老人たちは」という書き出しで、自分の住む地域でそれまであた

15) [峯崎 2009]の紹介によれば、ムハンマド・バクル・イスマエールによる1999年出版のファトワ集には「医療」の項目がある。

表5 「社会生活・シャリーア」の内訳

下位分類の項目	3. での主な分類項目	件数
イスラム教徒のまとまりと分裂	現代社会／法学派／礼儀ほか	52
宗教的他者・改宗者	現代社会／イスラーム／礼拝ほか	29
男女の交流・女性	人権と女性／礼儀	24
供養	イスラーム／胎児	24
マレー人社会と階層	現代社会／礼儀	14
宗教書	現代社会／信仰／イスラームほか	13
教育	現代社会ほか	12
マラヤ情勢	現代社会	12
インドネシア情勢	現代社会	10
事件と法	現代社会ほか	9
日々のこと・趣味	現代社会／イスラームほか	8
メディア・芸能	現代社会	8
国際舞台	現代社会	7
宗教と〇〇	イスラーム	7
コーランの扱い方	クルアーン・祈禱句	6
共産主義	現代社会	4
慣習法	遺産	3
合計		242

りまえとされてきた宗教実践の妥当性をただそうとする質問は、ここでも一定数見受けられる型になっていると言ってよい。

これに対し、缶詰についての質問では、その製造工程が不透明であることを理由に不安の眼差しがむけられている。「海外から輸入した鰯の缶詰は法的にどうなりますか。(中略) 鰯を缶に詰める際、それを豚の脂に浸していると彼は言いました」[*Qalam* 1957.6: 13] というものである。市場に流通する商品への疑問は、他にもコカ・コーラやペプシ・コーラ、歯ブラシについても寄せられた。質問からは、こうした輸入品が広く流通していること、そうした商品を口にするこへの不安が当時から「千一間」のような誌面で共有されていたことがわかる。

なお、同じく缶詰に関しては、次のような質問もなされた。「シンガポールでは多くのイスラム教徒が好んで非イスラム教徒の所有する缶詰工場で製造されたチキン・カレーの缶詰を購入しています。すなわち、シンガポールのブキ・テマ・ロードにある『ヨー・ヒャップセン・キャニング&ソース・ファクトリー社』の缶詰です。そのチキン・カレーを購入している私の家の並びに住む隣人たちは、それをハラルだと言います。なぜならその鶏を屠殺しているのはイスラム教徒だからです。しかし私の一家は未だそれを買うことに懐疑的です」[*Qalam* 1969.1: 29]。ここでは、缶詰の製造が華人の工場で行われていることが問題となっている。

「宗教行政」の説明は、表2「宗教行政」について加

えた説明が概ね当てはまる。項目に含まれた質問数は、表2「宗教行政」が7件だったのに対し、ここでは11件となっている。これは、集団礼拝に参加しないものが罰金刑を科されることなど、宗教実践に関連してマラヤ各州の宗教当局が定める手続きが妥当であるかといった質問を、表1の分類では「礼拝」や「イスラーム」に分類していたためで、表4ではこれらも「宗教行政」に含めた。

4.3. 「社会生活・シャリーア」の内訳

「社会生活・シャリーア」は、非常に広い範囲の問題群を分類しうる項目で、表5のとおり、242件をこれに含めた。表1で「現代社会」に分類した質問の多くがここに含まれるほか、実際のウェブ・ファトワ分類も参照し、表1では信仰行為に分類していた質問を「社会生活・シャリーア」に分類した。これにより、表1では目立たなかった宗教的他者や改宗者を 이슈ーに含む質問29件が、「社会生活・シャリーア」のなかでも2番目に大きな塊として現れた。ほかに、表1では見えた目上の主題に応じて分類していたものについて、ここでは「社会生活・シャリーア」に一括して含め、その上で質問に示された問題関心に応じて作成した中項目への分類を行ったことで、表1、表2で「現代社会」に示された質問群の塊が、より大きな塊として現れることとなった。

たとえば、「タクリードは義務ですか」といった質問は、表1では「法学派」に含めていたが、当時のマレー・イスラム世界において、タクリードとは、伝統

的な法解釈を維持する宗教指導者への批判的言辞としての意味合いが強く、これを前提に、宗教指導者や知識人の中での伝統と改革をめぐる対立についての是非や、その背景を尋ねる質問であるとみなし、ここでは「社会生活・シャリーア」の項目に含め、中項目として「イスラム教徒のまとまりと分裂」に分類した。同様の作業を各項目で行った結果、表2で33件だった「イスラム教徒のまとまりと分裂」は、表5で52件に膨らんだ。

「宗教書」は、表2「メディア／芸能／宗教書」よりも数が小さくなっているように見えるが、内容を3つに分割した上で、「信仰」や「礼拝」「イスラーム」に分類していた宗教書関連の質問をここに一括したため、「宗教書」単体での塊としては表5における方が膨らんでいる。表1で「信仰」や「イスラーム」に分類していた宗教書は、その内容が思想的な逸脱とみなされるか否かが問われていたもので、逸脱とみなされる内容を含むものは「信仰」、そうでなく手引書として言及されているものは「礼拝」「イスラーム」に分類し、それ以外で話題となった宗教書についての質問を「現代社会」に分類していた。

「現代社会」が言葉の意味として現代的な事象に内容を限定しているように解されたのに対し、「社会生活・シャリーア」は、ここに分類されているウェブ・ファトワの内容からしても射程の広いカテゴリであることが読み取れたため、上述のように分割して分類していた宗教書関連の質問を一括した。

この結果、宗教書を逸脱もしくは禁書とする宗教当局の判断とは別に、読者らが宗教実践やイスラームに基づく社会構想の導きとみなし、その内容を「千一問」をとおして共有したり位置づけようとしたりする試みが、一定の型となっていることを把握できた。なお、宗教書を禁書とする宗教当局の判断に必ずしも得心せず、その内容を吟味しようとしている点からは、「宗教行政」の項目に関連させてとらえることもできそうである。

表1で「イスラーム」に含めていた供養の慣習も、ウェブ・ファトワの実際の分類に基づき、「社会生活・シャリーア」に含め、「供養」の中項目を付した¹⁶⁾。マレー・イスラム世界の慣習をイスラム法の見地から

16) ウェブ・ファトワでは、クンドゥリ・アルワを禁じる内容の書物を地域社会の混乱を招くとして禁書とし、当該のファトワを「社会生活・シャリーア」に分類している。「千一問」では、そのような慣習はムハンマドの時代に行われていないとしているが、その裁定については単に異端(ビドア)とするか、容認される異端とするかで、時期により判断に幅がある。

どう見るか、という質問は、ほかにも「信仰」に分類したもの¹⁷⁾があり、合わせると50件以上となる。先に触れた、「私の村では」という書き出しによる質問の型に見える姿勢と同様、居住する村や地域の慣習を相対化し、イスラム法のもとでの妥当性を問い直す姿勢が、質問者の中で共有されていたことがわかる。

結婚に関する質問と衣服に関する質問を除く女性 이슈ーに関しては、アリー・ジュムアのファトワ集にあった「人権と女性」という項目にあたる項目がなく、「社会生活・シャリーア」に関連する質問を含めた。表1では「礼儀」に含めた、男女の握手の是非についての質問もあわせた24件が男女の交流や女性 이슈ーで、「社会生活・シャリーア」のなかでは「供養」と並んで3番目に大きな塊となった。

5. マレー・イスラム世界の論題と女性 이슈ー

5.1. 女性 이슈ーの分類

ここで、女性 이슈ーに現れた問題意識について、ウェブ・ファトワ項目を使った分類結果を主に参照しつつ、改めて検討する。まず、結婚や離婚や親子関係といった家族形成に絡む問題については、アリー・ジュムアのファトワ集と比べてウェブ・ファトワでは項目数が少なく、表1の「結婚」、「家族」、「離婚」、「胎児」に分類した質問83件は、すべて「婚姻」一項目にまとめた。表6に、質問の内容別に筆者が作成した中項目と小項目を付した内訳を示す。

また、比較対象として、米国議会図書館分類表による女性 이슈ーの分類内訳も参考2として示す。

表6には、参考2のうち「家族・結婚・家庭」、「離婚」、「家族の大きさ」、「親・親子・父親と母親」、「子供・子育て・子供の生活ほか」に分類された質問が含まれる。表6の中項目と参考2の小項目の分類段階は概ね対応しており、対照すると、一覧に見る質問の分布が大きく異なることがわかる。とくに、「結婚の相手」、「結婚の細則」、「結婚年齢」など、結婚に関わる項目の設定が表6では非常に多く、これが一括されている参考2では、さらに細かな分類に進まなければ何が問題になっているのかを読み取ることができない¹⁸⁾。

17) 表1での分類と同様、逸脱とみなされる多神崇拝的な慣習などを「信仰」に含めた。

18) ただし、分類項目を掘り下げても、イスラム教徒が直面していた課題を適切に表現する項目を見出せる保証はない。

表6 「婚姻」の内訳

下位分類の中項目	小項目	件数
離婚(16件)	離婚と再婚を繰り返すこと(チナ・ブタ)	5
	離婚宣言	4
	待婚期間	3
	離婚問題と女性活動家	2
	タクリク	1
	子供の養育権	1
妊娠と産児制限(14件)	産児制限・墮胎	9
	妊娠	4
	不妊	1
結婚の相手(14件)	アラブ人女性の結婚(対等性の問題)	5
	宗教的他者との結婚	4
	改宗者の結婚	3
	華人の養子との結婚	2
親子(11件)	子ども	5
	両親を敬うこと	4
	両親との同居	2
結婚の細則(10件)	婚資金	2
	多妻婚	2
	結婚できない範囲	2
	姉妹の結婚の順番	1
	隠れた結婚(ニカ・バティン)	1
	婚姻締結のことば	1
	姦通後の結婚	1
結婚年齢(8件)	年齢(男性/女性/年齢差など)	5
	幼年での結婚(ニカ・ガントン)	3
夫婦(5件)	妻の従順	2
	礼拝を行わない夫/妻	2
	夫婦	2
家庭生活(3件)	経済的困窮	2
	家庭のプライバシー	1
その他(1件)	マレー人の血縁関係	1
合計		83

5.2. 離婚問題と産児制限

表6のとおり、中項目のうち「離婚」に16件、「妊娠と産児制限」に14件、「結婚の相手」に14件と、上位三項目に質問が集中している。離婚問題は、夫による安易な離婚宣言を認める慣習とそれに伴う若い寡婦や子供の経済的困窮として語られ、当時のマレー世界で家族法改革の機運が高まるなか、主要な課題と認識されていた問題である。小項目に「離婚問題と女性活動家」とあるように、この問題を強く批判し、家族法改革を求めたのは女性活動家らであった。質問は、次のようなものである。

「イスラム教徒の間の「離婚」件数を減らすためのイスラム法に則った手段はありますか」

[*Qalam* 1950.11: 39]

「女性たちの一部には、彼女たちにとって苦痛となっ

参考2 LCCにもとづく女性に関する質問分類

[光成 2020]

中項目	小項目	質問数
家族・結婚・女性	家族・結婚・家庭	50
	離婚	15
	女性・フェミニズム	15
	男女関係・求婚・交際	13
	姦通	11
	家族の大きさ	9
	親・親子・父親と母親	7
	性規範と性倫理	4
	子供・子育て・子供の生活ほか	2
	自慰	1
	異性装	1
合計		128

ている離婚の多くは、イスラム法が女性の権利を厳格に守っていないことが原因であると見なす者がいます。これは正しいでしょうか」 [*Qalam* 1958.7:16]

ここでは、離婚が頻繁かつ容易に行われることを問題視しつつも、イスラム教の婚姻規範そのものには批判的で、イスラム法に則った解決の手段を模索する立場が示されている。この主張は、離婚問題に関する他の『カラム』誌面の論説とも似通っている。

離婚問題に対する『カラム』の態度は、たとえば、離婚と再婚を繰り返す慣習についての重複した質問を、繰り返し6件も取り上げていることから読み取ることができる。問題になっているのは、チナ・ブタという名で知られる慣習で、イスラム法で上限とされる3回目の離婚ののちに夫婦が再度結婚するため、妻が形式上、別の男性と結婚し離婚するというものである。マレー語で、チナとは華人を、ブタとは盲目を意味し、コミュニティの外部者で、障害のある人物に依頼して、離婚を前提とした一夜限りの結婚の相手を形式的に務めてもらうという慣習を指す。チナ・ブタは、20世紀初頭より問題視されていた慣習の一つでもある [Roff 1967: 82-83]。家族法改革をめぐる議論のなか、『カラム』は、西洋近代的な婚姻規範を範とする立場に距離を置き、イスラム教の観点から見た悪しき慣習や、その慣習を支えてきた宗教指導層を批判することに注力していた。

他のトピックでも重複した質問が取り上げられている。たとえば、「妊娠と産児制限」のうち、9件が産児制限と墮胎についての質問で、とりわけ産児制限についての質問は6件と、頻繁に取り上げられていた。

1950年代に政策的課題となっていた産児制限について、その是非だけでなくイスラム教において認められる条件や方法などが繰り返し尋ねられており、読者の間でも切実な問題だったことが窺える。回答でも、墮胎は宗教上禁じられていると戒めつつ、産児制限については母体の健康を守るといった目的によっては認められるとし、具体的な方法と根拠となるハディースを紹介している。

5.3. 結婚の相手——アラブ人女性との結婚

また、シャリファ、すなわちアラブ人女性との結婚についての質問が5件、宗教的他者との結婚についての質問が4件、それぞれ取り上げられていた。シャリファとは、預言者ムハンマドの子孫の女性の称号で、結婚相手の対等性に関する法学上の要件により、サイイド以外のイスラム教徒男性、すなわち階級の劣る男性とは、イスラム教徒であっても結婚できないとされてきた。しかし、すでに言及したとおり、当時のマレー人社会には、アラブ人との階級的な関係を乗り越えようとする意識があり、結婚問題はその象徴的な事例となっていた。『カラム』も、しばしばエジプトの近代派知識人ラシード・リダーの議論を引用し、イスラム教徒の間に血統に基づく階級はないと主張した。

次の質問は、トゥンクやシャリファという言葉と庶民という言葉を対比的に用いており、階級性への意識が端的に示されている。

「庶民がトゥンクやシャリファを妻に娶った場合、法的にはどうなりますか」 [Qalam 1951.5:36-37]

質問のうちいくつかは、新聞等で報じられたアラブ人女性の結婚と、宗教行政やコミュニティによるこの結婚の扱いについて意見を求めるといったものだった。質問の頻度をみると、シャリファの結婚に関する事例は、数年おきに顕在化し、かつ、マレー世界の宗教当局が、その結婚を、対等性の観点から無効と判定する事例も複数報告されていた¹⁹⁾。質問からは、シャリファの結婚の動向を注視する読者らが、『カラム』の論調に沿って解釈や議論を共有しようとしていたことが窺える。

一方、同種の質問に対する回答の論調が、時間の

経過とともに変化していることも指摘できる。たとえば、1953年掲載分では、「互いに同意していたとしたら、預言者ムハンマドの女性の子孫であるシャリファと、子孫ではないイスラム教徒の男性が結婚することは合法ですか」[Qalam 1953.7: 7]という質問に対する回答は、「それは合法である。なぜなら、イスラムはイスラム教を信仰する人間を階級で分けたりしないからである」と、血統に基づく対等性の論点を否定することに力点を置いている。これに対し、1958年掲載分の回答では、「強制後見人であろうと、後見人は子供を結婚させる際に子供の許可を得なければならない。つまり、子供の許可が最優先であり、もし子供が同意していない場合、子供が不満を訴えたならば離婚させなければならない」[Qalam 1958.5: 9-10]と、前出の質問では論点とならなかった、結婚する女性本人の同意の有無や親による結婚の強制権の是非に論点が移っている。

ただし、回答は、「しかし、父と母から祝福を受けるよう努めることが一番望ましい」と続き、子のためによい結婚相手を選ぼうとする父と母の思いを汲む必要性を説く。この態度は、イスラム教徒の間の階級を否定する明確な言辞と対照をなしている²⁰⁾。

5.4. 親と子の関係

親と子の関係を慮る姿勢は、「親子」に含めた質問群への回答からも読み取ることができる。たとえば、「両親が娘を、愛してもいない若い相手と無理矢理結婚させました。しかし、多数の著作によると、イスラムの教えでは結婚を強制することはありません。これに対して何か方法がありますか」[Qalam 1952.9: 13-14]という質問に対しては、「もし子供がそれに従わなかったら、その子供は親不孝者になるかという同様の質問が多数増えている」と注記した上で、「両親が選んだ相手と子供を結婚させるという両親の意思も、子供の安寧を考えて以外に理由はない」と、結婚を強制する両親の意図を擁護し、そのうえで、「しかし、そうであっても、子供の同意を得ずに事を進めることはできない」と、婚姻の強制がイスラム法に適っていないという立場を示した。両親の言動に過ちがあったらどうすればよいか、という質問にも、両親を叱責したりせず、物腰柔らかかに指摘するよう促し、「両親を敬うことは義務である」[Qalam

19) 該当する質問は、[Qalam 1951.5:36-37; Qalam 1953.7: 7; Qalam 1955.5: 36-37; Qalam 1958.5:9-10; Qalam 1961.1: 43-46]に掲載されている。このうち、1958年5月号と1961年1月号の質問は、新聞報道に言及している。

20) 婚姻の強制権についての『カラム』誌の議論については拙稿[光成 2012]も参照。

1951.10:39-40]と強調した。

「千一問」には、読者が身近で行われる慣習や教義解釈に疑問を感じて質問を寄せることが多く、それが村の老人や両親といった身近な年配者との意識の違いを示すこともしばしばである。回答者は、逸脱や誤りを明確に否定しながらも、両親を敬う態度を失わないよう促し、そのためには親も子も知性を持つことが肝要だと説いて、対立を回避させようとしている [Qalam 1952.9:13-14]。

5.5. 結婚の相手——宗教的他者との結婚

アラブ人女性との結婚については、似通った質問が繰り返されたのに対し、宗教的他者との結婚については、概ね二つの事例に関心が別れた。第一は、キリスト教徒の男性とイスラム教徒の女性が正式な結婚によらず、したがってお互いの宗教を変えることなく結婚生活を送っているという事例について、この場合生まれた子供の宗教はどうなるのか、また、死亡した場合に彼らをどのように葬るべきか、といった疑問が寄せられた。

第二は、華人との結婚の事例で、華人の養子との結婚も含め、いずれも華人女性とイスラム教徒の男性が結婚するための条件を尋ねる質問である。宗教的他者との関係は、挨拶、経済活動、隣人関係、政治的連携の是非など、広い領域に質問が散らばっている。このなかでも、結婚、供養、子供の誕生や養育といった人生の節目は、個々人の生活を超越、コミュニティによる儀礼が営まれる機会であり、宗教的帰属を明確にすることが求められる。本人ではなく、そうした事例に触れた周囲の人々によるものと思われる書き振りでの質問が集中している背景も、ここにあると考えられる。

このようにとらえると、多領域にわたって散らばる宗教的他者との関係についての問いは、大きく二つに分けることができる。一つは、挨拶や墓参から日々の経済活動にいたるまでの日常生活のなかで宗教的他者どう距離を取るか。そして、二つ目に、結婚、養子縁組、改宗などをとおしてイスラム教徒のコミュニティと宗教的他者のコミュニティの境界に位置する人々について、誰をイスラム教徒とみなし、イスラム教徒として遇して良いかということである。女性は、後者、すなわち、家族形成をとおして宗教的他者とイスラム教徒の境界に位置する人々として現れた。境界を乗り越える行為は、日常のなかで事細か

に自他の間の距離をただすこととは一見すると正反対の行為にも見える。しかし、乗り越えられた境界を、節目ごとに再定義しようとする動きととらえると、このいずれもが混成的な社会の日常的な境界設定の行為ととらえられる。

5.6. 多宗教社会の公共空間と男女の距離

「社会生活・シャリーア」には24件の女性 이슈ーが含まれる。筆者による中項目と小項目に振り分けた内訳は表7のとおりである。

質問群は、男女の交流の是非に関するものと、女性の振る舞いに関するものとに大別できる。小項目で示したように、多数の男女が出入りする公共の場での男女の距離が問題になっている。「宗教学者の見解」とあるのは、若い男女が結婚前に知り合ったり交流したりすることについて肯定的な見解を述べた宗教学者らの意見について、見解を求めた質問である。女性の振る舞いについては、美人コンテストの是非を問うものから女性の知識探究の意義を尋ねるものまで、多様な質問が含まれた。

これらの質問は、いずれもイスラム教徒の男女や、イスラム教徒女性の振る舞いについて寄せられたものだが、文面からは、その振る舞いが問題になる場の多民族性や多宗教性が読み取れる。たとえば、学校については宗教学校だけでなく、「多くのイスラム教徒の男女が半裸とみなされるような服装をしている」英語学校についての質問があり、そこでクラスの女

表7 「社会生活・シャリーア」のうちの女性 이슈ー

中項目	小項目	件数
男女の交流 (16件)	学校	2
	文通	2
	握手	2
	宗教学者の見解	2
	ジョゲット	2
	職場	1
	生誕祭	1
	ピクニック	1
	見つめ合うこと	1
	恋人の記憶	1
	性的妄想	1
	女性 (8件)	美人コンテスト
知性		2
職種		1
乗り物		1
女性の美しさ		1
	男女の平等	1
合計		24

子を見つめてしまったら法的にどうなるか、と尋ねている [Qalam 1951.9:39]。また、海外から訪れる外国人観光客をもてなすために女性が花飾りをつける行為 [Qalam 1963.9:9-10]、海辺でピクニックや海水浴をする際に、西洋人が着るような水着を着ること [Qalam 1963.9:9] など、質問群には、その場に宗教的他者が居合わせるというだけでなく、その場のコードが他文化に由来したものであるときに、イスラム教徒としてどのように振る舞うことが適切なのかを模索しようとする姿勢が示されている²¹⁾。

5.7. 男女の装いへの問題意識

「衣服」の項目は、ウェブ・ファトワとアリー・ジュムアのファトワ集双方に同じ項目があり、振り分けた質問群も一致している。ただし、既述のとおり、女性に関する質問は18件のうち9件のみで、そのほかは男性の装いに関する質問だった(表8)。

女性の装いに関する質問で最も多いのは、椰子の葉のように眉毛を細くすること、カツラをかぶること、パーマをかけることといった、当時流行したファッションについて、それぞれ法的にどうなるかという問いかけがなされた。これに関連して、「信仰行為」に含めた質問にも、女性がヘア・スプレーをして礼拝に持ち込むこと、髪にオイルを塗ったまま大汚の沐浴を行うことについての問いが見られた。他に、ベールの着用やイスラム教徒の女性にふさわしい服装についての質問があり、装いの選択肢が増えつつあるなかで、どのように選択を行っていくかの基準を模索する姿勢が窺える。

女性の衣服に関して強く見られなかった傾向で、

表8 「衣服」の内訳

中項目	小項目	件数
女性(9件)	化粧・ヘアスタイル	3
	ベール	2
	セクシーな婦人服を作ること	1
	ガウン	1
	ふさわしい服装	1
	出産時にアウラを晒すこと	1
男性(7件)	ネクタイ	3
	金の指輪	2
	制服	1
	マレー帽(ソンコ)	1
指導者	アラブ風	1
その他	アラブ人の服装	1
合計		18

21) こうした問題意識は、「現代社会・シャリーア」の中項目で「国際舞台」としてくくった質問群にも現れている。

男性の装いに関する質問で指摘できるのが、外部世界からもたらされる装いの選択肢のなかで、範とする理念や価値体系を選んでいるという意識が持たれていたことである。ネクタイや半ズボンの着用は、ソンコの着用、アラブ風の衣服の着用は、それぞれ社会の公のコードを支配する文化が何であるか、あるいは何であるべきかといった議論と絡んで、イスラム教徒としてふさわしい装いを模索する姿勢を示している²²⁾。イスラム教徒らしさは、女性の装いに関する議論に還元されがちであるが、ここでは男性の装いが焦点となっている。西洋文化やアラブ文化のいずれをも無条件に受け入れず、マレー世界の伝統文化に即して、現代のイスラム教徒にふさわしい装いを新たに選び取ろうとする態度が、質問群から浮かび上がった。

おわりに——「千一問」の問いの可視化へ

本稿では、近代的な知の枠組みによる分類の問題点をふまえ、イスラム教に基づく知の枠組みとして、2つのファトワ集の項目を参照し、「千一問」の質問群の分類結果を示してきた。ファトワ集項目による分類では、『カラム』読者が抱いた問題意識の指向性とも言えるものがより明確になった。ファトワ集は、イスラム教徒の日常生活に根差したものであり、時代や地域ごとの条件が異なるなかでの宗教実践のあり方を、疑問や葛藤に基づく問いという形で集積するメディアである。宗教規範と現実の社会とのあいだの葛藤の大きさが、その項目立てにも反映されているのであり、項目そのものにそのトピックが焦点化する背景を読み取ることが可能なものも多い。

その一例が、アリー・ジュムアのファトワ集にあ

22) たとえば、ネクタイの着用を「異教徒の格好をすることは信仰心の破壊を意味する」とする宗教書をひいて、ネクタイの着用は是非を問う質問に対し、回答はそのような見解を「敬虔さの度が過ぎる」とし、「モラルの高さや清らかな志と感情をもたらしもの、あるいはそれを損なわないものであれば禁じられていない」と違法性を否定する判断を示している [Qalam 1953.1:41-42; Qalam 1951.2:39]。対して、「ジュバやきつく張ったターバンを着用して礼拝したからといってより多くのご利益があるわけではない」と、宗教指導者がアラブ服を着ることについては否定的な見方を示している [Qalam 1951.5:38]。このなかで、ソンコすなわちマレー帽については、興味深い見解を述べている。これによると、ソンコはマレー文化を表すもので、かつてはマレー世界のイスラム教徒がかぶるものだった。しかし、「現在ではマレーのソンコはイスラム教徒以外の人々も被り始めている。それは、政府の役職に就いている華人やヒンドゥー教徒などである。この新しい現象は、マレー文化が既に独立し主権を有するマラヤの文化の基盤になるであろうというはつきりとした印象を与えている」 [Qalam 1957.10:8] と。

る「人権と女性」や「衣服」である。ほかにも、「家族」、「結婚」、「離婚」、「胎児」など、女性の社会的地位に関わる多くの項目が立てられていることも、特筆すべきである。他方、アリー・ジュムアのファトワ集と、JAKIMのウェブ・ファトワの二つを採用して結果を比較したことで、宗教規範と現実の社会との葛藤のありようが、地域によって大きく異なることも明らかとなった。ウェブ・ファトワの項目数は、アリー・ジュムアのファトワ集の半数程度だったにもかかわらず、「罪」、「医療」、「動物」、「飲食」、「宗教行政」など全く異なる項目立てがなされている。ファトワという共通の営為をもとにした分類項目にも、エジプトとマレーシアという地域的な背景の違いが強く現れるのである。

こうしたことから推察できるとおり、「千一問」質問群の分類に関しては、地域的にも時代的にも共通性が高いウェブ・ファトワ項目を用いた作業が、下位の項目群への切り分けも含めて、比較的スムーズかつまとまりのある形で進められた。ただし、上述したとおり、別々の分類項目のもとに立てられた下位の項目同士が強い結びつきを示したり、内容に複数の要素が含まれる質問がしばしば現れたり、質問(群)の関心を単一の項目に収めることの限界は残った。この意味で、適切に可視化されない質問群は、イスラム教に基づく知の枠組みを用いても、そこに地域性や時代性を反映した下位の項目群を加えても、なお存在する。

前稿および本稿の試みを通じて明らかとなったのは、一回いづれかの項目に分類すればほかの項目には含み得ないツリー式の分類の形式のなかで明快に表現される問いはむしろ少数で、この形式のもとでは多くの複合的な問いが断片的にしか表現されないということである。このような傾向は、質問だけでなく、回答も含めた分類を行う際にさらに顕著になるだろう。

「千一問」質問群は、歴史的に生成された混成的な環境と、近代化＝西洋化規範のもとで進んだ社会変化に直面したマレー世界のイスラム教徒らが、変化の時代に向き合う指針を求めて投げかけた声である。こうした声に含まれる、社会の動態やそれに対する批判的な姿勢を分類によって捨象せず、意味ある情報の一覧として俯瞰するための方法を、引き続き模索したい。

(1) 雑誌・データベース

Qalam. Singapore/Selangor.

JAKIM, *e-SMAF: Sumber Maklumat al-Ahkam al-Fiqhiyyah*, <<http://e-smaf.islam.gov.my/e-smaf/index.php/main/mainv1/fatwa/3>, 2021年1月20日閲覧>

(2) 論文・文献

Roff, William R. 1967, *The Origins of Malay Nationalism*, University of Malaya Press.

大川玲子 2007 「イスラム教徒の聖典観：現代の若者たちにとっての「クルアーン(コーラン)」」『明治学院大学国際学研究』、Vol.31, pp. 33-54。

小杉泰 2002 「イスラム人生相談所：暮らしの中の法学」大塚和夫編『現代アラブ・ムスリム世界——地中海とサハラのはざままで』世界思想社、pp.13-45。

光成歩 2012 「1950年代の『強制婚』論議にみるカラム誌の改革論理」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラム的社会制度の設計』京都大学地域研究統合情報センター、pp.40-48。

光成歩 2016 「千一問に見る都市、多民族社会、家族形成」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——コラム「千一問」にみるマレー・ムスリムの宗教実践』京都大学地域研究統合情報センター、pp.15-26。

光成歩 2020 「近代的な知の分類と東南アジアのムスリム社会——「千一問」質問群にみるムスリムの社会生活と知的関心の広がり」光成歩・山本博之編著『カラムの時代Ⅺ——マレー・イスラム世界の女性と近代』京都大学東南アジア地域研究研究所、pp.16-22。

峯崎寛子 2009 「生活の中のイスラム言説とジェンダー：エジプト「イスラム電話」にみるファトワの社会的機能」『アジア・アフリカ言語文化研究』Vol.78, pp.5-41。

山本博之 2016 「車輪を担う」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——コラム「千一問」にみるマレー・ムスリムの宗教実践』京都大学地域研究統合情報センター、pp.37-39。

山本博之 2020 「投書欄に見る雑誌読者コミュニティへの参加の欲求——「千一問」の女性名の質問を中心に」光成歩・山本博之編著『カラムの時代Ⅺ——マレー・イスラム世界の女性と近代』京都大学東南アジア地域研究研究所、pp.8-15。